

特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第60号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和6年静岡県条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書)

第2条 省令第16条第2項の計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工程表を添付するものとする。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第3条 省令第16条第1項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等)

第4条 法第37条第2項の申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請書（様式第2号）によるものとする。

2 法第37条第3項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（様式第3号）を提出することにより行うものとする。

3 法第37条第4項において準用する法第35条の協議は、雨水浸透阻害行為変更協議書（様式第2号）を提出することにより行うものとする。

4 第1項の雨水浸透阻害行為変更許可申請書及び前項の雨水浸透阻害行為変更協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書のうち法第31条第1項各号に掲げる事項の変更（法第37条第1項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出に係る届出書)

第5条 条例第5条の規定による届出は、雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（様式第4号）を提出することにより行うものとする。

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第6条 省令第26条第1項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 設置した雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺500分の1以上）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第7条 省令第26条第2項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2,500分の1以上）

(検査済証の交付)

第8条 知事は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（様式第5号）を法第30条の許可を受けた者に交付するものとする。

(標識の様式)

第9条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第38条第3項の標識 様式第6号
- (2) 法第41条第3項の標識 様式第7号
- (3) 法第45条第1項の標識 様式第8号
- (4) 法第54条第1項の標識 様式第9号
- (5) 法第73条第3項の標識 様式第10号

(身分証明書)

第10条 法第42条第2項又は第74条第2項（法第77条第5項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第11号）によるものとする。

(書類の提出部数)

第11条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この規則は、令和7年3月31日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号								電話番号
	氏名									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量			m ³ /秒			行為後の流出雨水量			m ³ /秒
	雨水貯留浸透施設の計画			名称		容量又は規模及び構造		管理者（帰属先）		
その他										

(注) 「その他」の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請（協議）者 住 所 〔 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 〕
 氏 名 〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕
 電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 許可を申請 します。
 行為に係る協議が成立した 協 議

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
工 事 伴 い 変 更 計 画 の 変 更 事 項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定日	年 月 日
その他必要な事項		
※受付番号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可番号		年 月 日 第 号

- (注) 1 「変更に係る事項」の欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
 2 「その他必要な事項」の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 氏名 電話番号

法人にあっては、その主たる事務所の所在地
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対策工事の完了予定日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変更の理由			
その他必要な事項			

様式第 4 号（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
年 月 日 第 号）に次のとおり着手したので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手日		年 月 日
対策工事の着手（予定）日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	
	氏 名	
	連絡場所 （電話番号）	
	現場管理者の氏 名	

様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者 （法人にあつては、 主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名）	住 所
	氏 名

様式第6号（第9条関係）

← 60 センチメートル →	
雨 水 貯 留 浸 透 施 設	
静 岡 県	
施設の名称	40 センチメートル
検査済証番号	
施設の容量又は規模及び構造の概要	
静岡県知事の許可を要する行為	
施設の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
● この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	

(注) 標識の大きさは、設置場所等によりこの様式により難しい場合は、縦30センチメートル、横45センチメートルと、縦20センチメートル、横30センチメートルと、又は縦15センチメートル、横20センチメートルとすることができる。

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日
付けで を命じた。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

様式第8号（第9条関係）

← 60センチメートル →	
保 全 調 整 池	静 岡 県
保全調整池の名称	
指定番号	
保全調整池の容量又は規模及び構造の概要	
静岡県知事への届出を要する行為	
保全調整池の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
● この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。	
↑ 40センチメートル ↓	

(注) 標識の大きさは、設置場所等によりこの様式により難しい場合は、縦30センチメートル、横45センチメートルとすることができる。

様式第9号（第9条関係）

60センチメートル	
貯留機能保全区域	
静岡県	
貯留機能保全区域の名称	40センチメートル
指定番号	
貯留機能保全区域の位置	
貯留機能保全区域の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
<p>● この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。</p>	

（注） 標識の大きさは、設置場所等によりこの様式により難しい場合は、縦30センチメートル、横45センチメートルとすることができる。

様式第10号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、 年 月 日
付けで を命じた。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

様式第11号（第10条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。